

別表 1

個人譲渡対象者の基準は次のとおりとする。

1	譲渡される動物を適正に飼養管理し、終生飼養できること。
2	(居住地の要件) 県内若しくは都内又はそれ以外の区域であってセンターに継続して通うことができる区域に在住していること。
3	(年齢の要件) 65歳未満の成人であること。ただし、75歳未満であって譲渡される動物の年齢や特性等を考慮し終生にわたり適正飼養が可能と認められる場合にはこの限りではない。
4	(世帯構成の要件) 3の年齢基準を満たす者が2名以上いる世帯であること。ただし、次に掲げる事項を全て満たす場合にはこの限りではない。 (1) 万一継続して飼養が困難となった場合に代わりに飼養する65歳未満の親族又は知人等が近隣に住んでいること。 (2) 面談等をもって(1)の者が譲渡される動物を適正に飼養できると認められること。 また、代わりに飼養する旨の誓約書(任意様式)を提出できること。
5	家族全員の同意があること。
6	飼養場所が集合住宅や借家の場合、動物の飼養が認められている旨の規約等の写しを提出できること。
7	譲渡時の誓約書の内容を理解し、遵守できること。
8	その他センター所長が必要と認める要件を満たしていること。

## 別表 2

団体譲渡登録に必要な書類は次のとおりとする。

- 1 団体等の規約の写し
- 2 団体等の活動方針と活動実績
- 3 団体等の役員名簿及び一時飼養者名簿（役員、一時飼養者がいる場合）
- 4 団体等の代表者（個人活動者の場合には本人）の住所を確認できる身分証明書（提示のみ）
- 5 団体等の代表者が市外在住で別に譲渡担当の責任者を設置する場合には、その責任者の住所を確認できる身分証明書（提示のみ）
- 6 一時保管場所が集合住宅又は賃貸住宅の場合は、動物の飼養が認められていることを確認できる契約書等の写し
- 7 団体等の活動計画書（譲渡の流れ、譲渡条件、譲渡方法等）
- 8 主に動物を保管する場所の図面等
- 9 その他センター所長が必要と認める書類

別表3

団体譲渡対象者の基準は次のとおりとする。

1 団体の場合

1	川崎市の譲渡事業に協力ができる非営利団体であること。
2	動物愛護・適正飼養の普及啓発を目的とし規約に基づき活動していること。
3	活動の趣旨がセンターの実施する事業に反するものでないこと。
4	飼養場所が集合住宅や借家の場合、動物の飼養が認められている旨の規約等の写しを提出できること。
5	団体の代表者またはセンターからの譲渡に当たる責任者(以下「代表者等」という。)が川崎市近隣に在住し、活動していること。
6	団体の代表者等はセンターの実施する講習会を受講すること。
7	団体等の誓約書内容を理解し、遵守できること。
8	団体等の遵守事項(別記1)を理解し、遵守できること。
9	一時飼養者名簿等を提出し、センターの調査等に協力できること。
10	譲渡先として団体名を公表することができること。
11	その他センター所長が必要と認める要件を満たしていること。

2 個人活動者の場合

1	川崎市の譲渡事業に協力ができる非営利活動を行う個人であること。
2	動物愛護・適正飼養の普及啓発を目的とし規約に基づき活動していること。
3	活動の趣旨がセンターの実施する事業に反するものでないこと。
4	飼養場所が集合住宅や借家の場合、動物の飼養が認められている旨の規約等の写しを提出できること。
5	市内及び県内、都内在住で成人であること。
6	センターの実施する講習会を受講すること。
7	団体等の誓約書の内容を理解し、遵守できること。
8	団体等の遵守事項(別記1)を理解し、遵守できること。
9	一時飼養者名簿がある場合は提出し、センターの調査等に協力できること。
10	その他センター所長が必要と認める要件を満たしていること。

#### 別表 4

##### 個人譲渡対象動物

- 1 離乳済みのもの。
- 2 視診等により、ある程度健康と判断されるもの。
- 3 攻撃性のないもの。
- 4 社会性を有し、譲渡先で順応できると判断されるもの。
- 5 原則として、疾病、老齢等一般的に飼うことが困難でないもの。
- 6 その他センター所長が認めたもの。

#### 別表 5

##### 団体譲渡対象動物

別表 4 に示されたもののほか、次のとおりとする。

- 1 センターでの観察中に攻撃性が認められても、今後ある程度改善が見込まれると判断されるもの、または団体等がその性質を了承しているもの。
- 2 センターでの観察中に社会性等問題が見られても、今後ある程度改善が見込まれると判断されるもの、または団体等がその性質を了承しているもの。
- 3 老齢、疾病等の動物で団体等が了承しているもの。
- 4 離乳前の動物で団体等が了承しているもの。
- 5 その他センター所長が認めたもの。

## 別表 6

個人譲渡に必要な書類は次のとおりとする。

- 1 譲渡対象者の住所を確認できる身分証明書（提示のみ）
- 2 譲渡対象者の住居が集合住宅又は賃貸住宅の場合は、動物の飼養が認められていることを確認できる契約書等の写し
- 3 動物を飼養する場所の図面等
- 4 譲渡前講習会修了時に交付した譲渡前講習会修了書
- 5 その他センター所長が必要と認める書類

別記 1

団体等の遵守事項

1	活動報告等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 前年度分の活動報告等を毎年7月末までに提出すること。</li> <li>○ 規約や一時飼養者名簿等の変更があった場合には、速やかに連絡すること。</li> <li>○ 新たな飼い主に譲渡した場合は、速やかに団体譲渡等報告書（第10号様式）を提出すること。</li> <li>○ 川崎市の事業に誤解を生じさせたり、支障をきたすような活動は行わないこと。</li> <li>○ センターが実施する指導及び調査、事業等に協力できること。</li> </ul>
2	飼養施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一時飼養者を含めた飼養場所で、飼養可能頭数を超えないように動物の管理を行うこと。</li> <li>○ 動物を飼養するものは、その動物の感染症について知識を習得し、施設での防止対策を講じること。</li> <li>○ 動物の福祉に基づいた飼養管理を行うこと。</li> <li>○ 動物を適正に飼養できる者が飼養し、鳴き声や多頭飼育等で苦情の原因とならないようにすること。苦情については速やかにセンター所長へ報告すること。</li> <li>○ センターで実施する施設調査等に協力できること。</li> </ul>
3	譲渡動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ センターから引き出した動物について、個体管理を徹底し記録をのこすこと。</li> <li>○ 譲渡動物の健康状態を把握し、必要に応じで治療を行うこと。</li> <li>○ マイクロチップ等による所有者明示を徹底すること。</li> </ul>
4	新たな飼い主	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな飼い主に対して、終生飼養及び適正飼養について指導すること。</li> <li>○ 新たな飼い主へ譲渡した後、その飼養状況の確認及び調査を随時実施すること。</li> <li>○ 犬の場合には、狂犬病予防法に基づく登録及び予防注射を遵守させること。</li> <li>○ 新たな飼い主が、飼えなくなった場合には、責任を持ってフォローすること。</li> </ul>

譲渡対象者登録カード

希望者氏名

住所

電話番号

年齢

1 生活形態					
①住居形態	一戸建て(持ち家・賃貸)				
	集合住宅(分譲・賃貸)				
	賃貸・集合住宅の場合 飼育可(規約等あり・なし)・不可・規定なし				
②家族構成	名(内訳と年齢)				
③家族全員の同意	ある・なし				
④終生責任を持って飼う事ができるか	できる・できない				
⑤主に世話をする人					
⑥家族が留守にし動物だけになる時間	1日	約	時間		
⑦65歳以上の世帯の場合、家族のバックアップ体制	ある・なし				
★ ある場合の具体的方法					
⑧転居の可能性	ある・なし				
★ ある場合動物とともに転居できるか					
できる・できない					
⑨家族で喘息やアレルギーがあるか	ある・なし・不明				
★	ある場合の具体的な内容			検査	実施有・なし
	不明な場合の病院での検査実施			できる・できない	
⑩家族の出産予定	ある・なし				
⑪家族の介護	ある・なし				
⑫動物の医療費(ワクチン・ノミダニ予防・病気治療・介護等)・餌代等の負担ができる	できる・できない				
⑬動物のために日常の世話や遊んであげる時間などをとれるか	できる・できない				

2 飼育希望の動物について		
① 犬	年齢	6ヶ月まで・1才まで・1~4才・5~7才・7才以上・問わない
	大きさ	小型・中型・大型・指定無し

	犬種		性別	雄	・	雌
	毛色		毛の長さ	短毛	・	長毛
	その他					
②猫	年齢	6ヶ月まで ・ 1才まで ・ 1～4才 ・ 5～7才 ・ 7才以上 ・ 問わない				
	毛色	キジトラ ・ 茶トラ ・ 白 ・ 黒 ・ 三毛 ・ その他( )				
	性別	雄	・	雌	毛の長さ	短毛 ・ 長毛
	その他					
③その他	動物種					
④動物の飼育場所	室内飼育 ・ 室外飼育 ・ 室内外で飼育					
★ しつけの実施	できる ・ できない					
⑤高齢・疾病動物の受け入れ	できる ・ できない					

3 動物の飼育経験							
①動物の飼育経験	ある ・ ない						
ある場合	動物種		飼育年数				
	性別		不妊去勢手術の実施	あり ・ なし			
	飼育形態	室内 ・ 室外 ・ 室内外					
	犬の散歩は一日2回実施している(いた)か	している ( )分 ・ していない					
	誰が主に世話をしている(いた)か。						
	予防対策	狂犬病予防注射	ある ・ ない				
		混合ワクチン	ある ・ ない				
		フィラリア予防	ある ・ ない				
		ノミ・ダニ駆除	ある ・ ない				
	入手先	ペットショップ ・ ブリーダー ・ 保健所等 ・ 知人 ・ その他( )					
現在の状況	飼育中 ・ いない						
飼ったことがあるが、その動物が現在いない場合							
何年前まで飼育していたか	年前						
その動物はどうなったか	死亡(老衰 ・ 病死(病名 ) ・ 事故死) 人にあげた ・ 行方不明 ・ その他( )						

職員記入欄 (担当職員 )	
・身分証明書( )	確認済 印
・マンション規約等( )	確認済 印

第2号様式

譲渡前講習会修了書

年 月 日

住 所  
電話番号  
氏 名

様

動物愛護センター所長

川崎市動物の譲渡実施要綱第3条第1項に規定する譲渡前講習会を受講した事を証します。

譲渡希望動物種等	
動物種	犬 ・ 猫 ・ その他 ( )
性別	雄 ・ 雌
毛色	
体格	大 ・ 中 ・ 小
飼い主への確認事項	登録 ・ 狂犬病予防注射 ・ マイクロチップ 混合ワクチン ・ フィラリア ・ 健康診断 譲渡後調査 ・ その他 ( )

第3号様式

団体譲渡登録申請書

年 月 日

川崎市動物愛護センター所長

住 所

(法人・団体の場合は法人・団体の所在地)

氏 名

(法人・団体の場合は法人・団体名及び代表者名)

電話番号

川崎市動物愛護センターの譲渡事業に協力するための団体に登録するため、譲渡実施要綱第4条第2項の規定に基づき、申請します。

団体	名称	
	所在地	
	電話番号	
	ホームページ名等	
代表者	氏名	
	住所	
	電話番号	
担当者(代表者以外の場合)	氏名	
	住所	
	電話番号	
連絡先メールアドレス		
主な対象動物	犬	小型 ・ 中型 ・ 大型 ・ 負傷犬老犬 ・ 特定種 ( )
	猫	離乳前 ・ 仔猫 ・ 成猫 ・ 負傷猫 ・ 老猫
	小動物	

※ 住所氏名等を確認できる証明書(運転免許証等)の提示が必要です。

第4号様式

川健動第 号  
年 月 日

様

川崎市動物愛護センター所長

団体譲渡登録通知書

年 月 日付けで申請のありました団体譲渡に係わる  
登録について、団体譲渡対象者として登録されましたので通知します。

なお、今後は当センターの譲渡事業に協力し、団体の遵守事項に従うこと。

第 5 号様式

団体譲渡登録変更届

年 月 日

川崎市動物愛護センター所長

住 所

(法人・団体の場合は法人・団体の所在地)

氏 名

(法人・団体の場合は法人・団体名及び代表者名)

電話番号

登録事項の変更がありましたので、譲渡実施要綱第 5 条第 1 項に基づき届出をします。

変更日時		
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
備考		

第6号様式

団体譲渡登録抹消届出書

年 月 日

川崎市動物愛護センター所長

住 所

(法人・団体の場合は法人・団体の所在地)

氏 名

(法人・団体の場合は法人・団体名及び代表者名)

電話番号

団体譲渡の登録について抹消したいので、譲渡実施要綱第5条第2項に基づき届出を  
します。

抹消日時	
抹消理由	
備考	

第7号様式

年 月 日

動物の一時飼養願

川崎市動物愛護センター所長 様

住 所

氏 名

電話番号

川崎市動物愛護センターから動物を譲渡されることに伴い、トライアル期間を設けたいため、次のとおり一時的に自宅での飼養を希望します。

動物の種類		年齢	
名前		手術の有無	
性別		狂犬病予防注射 ※犬の場合	
登録番号 ※犬の場合		混合ワクチン	
マイクロチップ		同居動物の有無	
トライアル期間	年 月 日 から 年 月 日まで		

一時飼養者は以下のことを遵守すること。

- 1 トライアル期間は2週間を目安とする。
- 2 トライアル期間終了後、動物とともに動物愛護センターへ来所し、正式な譲渡手続きを実施すること。
- 3 トライアル期間中は、動物愛護センター所有の動物であることを認識し、事故等が起こらないよう十分注意し、逸走防止対策を確実に実施すること。
- 4 トライアル期間中に万一事故等があった時には、当事者で解決し、川崎市に対して責任や損害賠償を一切請求しないこと。

第8号様式（個人用）

川崎市動物愛護センター所長 あて

誓 約 書

この度、私は次の動物の譲渡しを受けるにあたり、下記の事項を遵守し、模範的な飼い主になることを誓約します。

記

譲渡番号

動物種（ ） 性別（ ） 毛色（ ）

- 1 動物の本能、習性、生理等を理解し、愛情を持って終生飼養すること。
- 2 「動物の愛護及び管理に関する法律」、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」（市外在住者はその住所地の条例）、「狂犬病予防法」に定められた事項を遵守すること。
- 3 人への危害防止等、他人に迷惑をかけないよう飼い主の責任を十分に自覚し、適正に飼養すること。
- 4 譲渡後のしつけ等飼養管理については、動物愛護センターの助言に従うこと。
- 5 動物に不妊または去勢手術等の繁殖制限措置を行うこと。
- 6 譲渡後遅滞なく指定登録機関へマイクロチップ情報の登録又は変更登録の手続きを行うこと。
- 7 犬については、狂犬病予防法に基づき登録及び狂犬病予防注射を受け、鑑札及び狂犬病予防注射済票を必ず装着すること。
- 8 猫については、完全室内飼育とすること。犬について原則室内飼育とすること。
- 9 動物が逸走しないよう手段を講じるとともに、万が一逸走した場合には、動物愛護センターに連絡すること。また、あらゆる手段を講じて当該動物を捜索すること。
- 10 譲渡後の飼養管理調査等に協力すること。
- 11 譲渡された動物を利用して営利を目的とした行為を行わないこと。
- 12 譲渡された動物に病気、行動、その他の問題があった場合、或いはその動物により問題が起きた場合には、川崎市に対してその責任を一切問わないこと。また、損害を受けた場合も賠償を請求しないこと。
- 13 飼い主が不明で保護された動物については、飼い主が判明した場合、お互いに話し合いをする機会を設けるよう努めること。
- 14 やむを得ず飼養が困難となった場合には、新たな飼い主を責任もって探すとともに、動物愛護センターに連絡すること。

年 月 日

氏 名

住 所

電話番号

第9号様式 (団体等用)

川崎市動物愛護センター所長 あて

誓 約 書

この度、私は新たな飼い主を探す目的で次の動物の譲渡しを受けるにあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

譲渡番号

動物種 ( ) 性別 ( ) 毛色 ( )

- 1 「動物の愛護及び管理に関する法律」、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例（川崎市以外の団体は住所地の条例）」、「狂犬病予防法」に定められた事項を遵守すること。
- 2 人への危害防止等、他人に迷惑をかけないように十分に自覚し、新しい飼い主が決定するまで適正に飼養すること。
- 3 保護動物にはマイクロチップを装着し、所有者明示を実施すること。また、遅滞なく指定登録機関へのマイクロチップ情報の登録又は変更登録を行うこと。
- 4 動物に不妊または去勢手術の繁殖制限措置を行うこと。
- 5 動物福祉に基づき、動物のストレスの考慮した飼養管理とすること。
- 6 譲渡団体等の遵守事項を守ること。
- 7 譲渡された動物を利用して営利を目的とした活動を行わないこと。
- 8 譲渡された動物に病気、行動、その他の問題があった場合、或いはその動物により問題が起きた場合には、川崎市に対してその責任を一切問わないこと。また、損害を受けた場合も賠償を請求しないこと。
- 9 飼い主が不明で保護された動物については、飼い主が判明した場合、お互いに話し合いをする機会を設けるよう努めること。
- 10 動物が逸走しないよう手段を講じるとともに、万が一逸走した場合には、動物愛護センターに連絡すること。また、あらゆる手段を講じて当該動物を捜索すること。
- 11 譲渡された動物の新たな飼い主が決まったときには、速やかに動物愛護センター所長あて団体譲渡等報告書（第10号様式）により連絡をすること。
- 12 誓約書内容を遵守していないことが明らかになった場合、動物愛護センターからの譲渡を中止されても不服を申し立てないこと。

年 月 日

氏 名

(法人・団体の場合は法人・団体名及び代表者名)

住 所

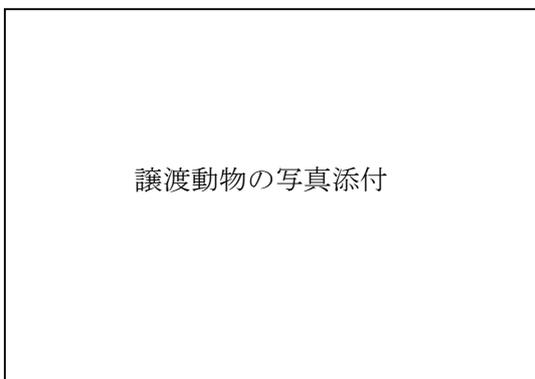
(法人・団体の場合は法人・団体の所在地)

電話番号

団体譲渡等報告書

年 月 日

(あて先) 川崎市動物愛護センター所長



氏 名

(法人・団体の場合は法人・団体名及び代表者名)

住 所

(法人・団体の場合は法人・団体の所在地)

電話番号

動物愛護センターから譲渡された動物が ( 新しい飼い主へ譲渡 ・ 死亡 ) しましたので報告します。

1 センターから譲渡を受けた年月日

年 月 日

2 譲渡対象動物 譲渡番号\_\_\_\_\_ 仮名\_\_\_\_\_

種 類 : 犬 ( ) ・ 猫 ( ) ・ その他 ( )

性 別 : オス ・ メス 年 齢 :

毛 色 :

3 新しい飼い主への譲渡報告

譲渡年月日 : 年 月 日

新しい飼い主

氏 名 :

住 所 :

電話番号 :

4 犬の登録日と鑑札番号

年 月 日 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号

狂犬病予防注射済票

年 月 日 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号

5 不妊・去勢手術

実施 (手術実施日 : 年 月 日)

未実施 (理由 : )

6 その他連絡事項

\*犬の場合は、必ず登録日と鑑札番号、狂犬病予防注射済票番号を記入してください。